

令和5年度子育てハンドブック作成業務委託
プロポーザル募集要領

加西市教育委員会
こども未来課
(令和5年12月)

1 趣旨

近年の社会情勢の変化に対応した、本市が展開している子育て支援関連施策を積極的にPRし、子育て世代への情報提供により悩みや不安を軽減させるため、例年、子ども・子育てハンドブックを製作し各所へ配布している。

当市では、昨年度、5つの無料化などの大きな子育て支援施策を実施していることから、より効果的な周知拡大を図り、本市の魅力向上を推進していくため、より情報が届きやすい、未来の子育てを世代に親しまれるデザインのハンドブックを作成することとする。

これらを踏まえ、子育てハンドブック作成業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる「契約候補者」及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名：子育てハンドブック作成
- (2) 業務の目的：市が展開する子育て施策を網羅し、「5つの無料化」のPRデザインとも関連性をもたせた冊子を新たに作成することで、子育て世代への周知を図る。
- (3) 業務内容：子育てに関する様々な情報を掲載したハンドブックの作成。
※詳細は別紙「加西市子育てハンドブック作成業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約日から令和6年3月31日まで

3 提案上限額（予算額）

2,365,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を予定する者（以下「参加予定者」という。）は、指定期日までに市に参加申込みをし、市から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定のための審査を受けるものとする。
- (3) 市は、審査の結果、得点が最上位となった者を「契約候補者」、第2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る日程については、「13 日程及び提出書類等」のとおりとする。

5 参加者の資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

【参加資格要件の一覧】

番号	資格要件	内 容	提出書類
1	業務実績	過去5年間において、本案件と同種及び同程度と認められる業務の履行実績があること	業務実績調書(別記様式1)※実績を証明する契約書等の写し
2	入札参加資格者名簿への登録	加西市財務規則(昭和42年加西市規則第40号)第105条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること ただし、対象業務の性質又は目的からして、入札参加資格者名簿に未登録事業者の参加や業務遂行のために新しく企業、団体等を設立し参加を認める場合は、所定の期日までに加西市財務規則(昭和42年加西市規則第40号)第105条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録できることを条件としてプロポーザルに参加させることができるものとする。	入札参加資格者名簿についての誓約書(別記様式3)
3	地方自治法施行令第167条の4の規定	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること ※契約を締結する能力を有しない者及び破産者でないこと	参加資格についての誓約書(別記様式4)
4	指名停止措置	加西市工事請負等契約に係る指名停止の措置要領(平成6年加西市訓令第23号)に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。	参加資格についての誓約書(別記様式4)
5	契約の相手方としての適格性	加西市暴力団排除条例(平成24年加西市条例第1号)に規定する暴力団等でないこと	暴力団排除条例に関する誓約書(別記様式5)
6	市税の納付状況	市税を滞納していないこと	市税納税証明書(別記様式6) ※市内業者のみ
7	消費税及び地方消費税の納付状況	消費税及び地方消費税を滞納していないこと	納税証明書 ※税務署の発行するもの
8	経営の安定性	会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと	財務諸表(損益計算書及び貸借対照表)

6 説明会

説明会は開催しない。

7 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問書及び回答書」(様式5)に質問事項を記載のうえ、令和5年12月11日までに、FAXまたは電子メールにより所管課宛に送信すること。

メールの件名は「子育てハンドブック作成業務委託に係るプロポーザルの問い合わせについて(会社名)」とすること。

- (2) 質疑に対する回答は、令和5年12月14日までに、市ホームページに掲載する。

※ 参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができる。

8 企画提案について

- (1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とする。

なお、企画提案書等に記載された内容については、提出された見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

ア 企画提案書

企画提案書作成項目及び仕様書等を参照のうえ、項目順に作成すること。

書式は任意とするが、用紙はA4とし、頁数は表紙・目次を除いて20ページ以内とする。

イ 見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を提案上限額の範囲内で作成することし、上限額を超える見積書は無効とする。(様式は任意。代表者職氏名を記入し、押印のこと。)

金額は消費税等込みの金額を記入すること。

【企画提案書作成項目】

- ①業務実施方針
- ②業務実施体制
- ③業務工程表
- ④業務実績
- ⑤提案内容

プロポーザルへの参加者は、「公募型プロポーザル参加申込書」(様式3)に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書等の関係書類に添えて提出すること。

①会社概要（パンフレット等）	⑥市税納税証明書
②業務実績調書	⑦納税証明書（消費税等）
③入札参加資格者名簿登録についての誓約書	⑧ 登記事項証明書
④参加資格についての誓約書	⑨ 印鑑証明書
⑤暴力団排除条例に関する誓約書	⑩ 決算関係書類（財務諸表等）

（２）参加を辞退する場合

参加申込者がプロポーザル参加を途中辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」（様式４）に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、参加申込期限までにこども未来課に提出するものとする。

（３）提出部数

- ・ 正本 １部
- ・ 副本 ６部

（４）提出の期限、方法及び場所

期限：令和６年１月５日（金）１７時必着（ただし、土・日曜、祝日を除く。）

方法：直接こども未来課窓口へ持参か、書留郵便とする。

（電子メールでの提出は不可）

場所：加西市教育委員会 こども未来課（議会棟 １階北側）

加西市北条町横尾 1000 番地

※ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

（５）企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

９ プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、令和５年度子育てハンドブック作成プロポーザル選定委員会を設置し行うものとする。

10 審査（書類及びプレゼンテーションによる審査）

（１）プレゼンテーション

- ① １申請者あたりの説明時間は２０分以内、質疑応答は１０分以内とする。なお、グループ申請の場合は、すべてのグループ構成団体から説明者が出席すること。
- ② プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、電源及びプロジェクター、スクリーン、RGB又はHDMIケーブルは市が用意する。
- ③ 参加者の出席者は３名以内とする。
- ④ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

11 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、「別紙1 評価基準表」により、契約候補者及び次点者を決定する。

なお、総合評価点と同じ場合は、事前に設定した項目の点数が高い者を上位者とする。

12 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

所管課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の見直しを行ったうえで本契約の仕様に反映させることとするが、募集要領に示した基本となる事項については変更できない。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

13 日程及び提出書類等

時 期	内 容	備考
令和5年12月4日	募集要領の公示	
12月11日17時まで	質問事項の受付期間	
12月14日	質問の最終回答	
令和6年1月5日	企画提案書及び参加申込書の提出期限	
1月9日(予定)	審査・選定委員会の開催案内	
1月12日(予定)	審査・選定委員会の開催	
令和6年1月中旬(予定)	審査結果の通知	

14 情報公開

選定の過程や評価結果については、加西市ホームページで公開する。

15 その他

(1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 募集要領に定める事項に違反が判明した場合
- ② 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ③ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合

- ④ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
 - (3) 採用された企画提案書は、「加西市情報公開条例（平成9年加西市条例第1号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
 - (4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
 - (5) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
 - (6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

16 問い合わせ先

加西市役所教育委員会こども未来課 担当 村岡、平木

電 話：0790-42-8726

F A X：0790-42-8731

E-mail：kodomocity.kasai.lg.jp